

第4章 株式

第1. 株式総説

論点 株式の共有 論 司H25,予H28,R1,R5

A

総合 59頁
問題 第9問

論証

事例

株式の共有について、以下の点を検討せよ。

- ①株式が共同相続された場合の法律関係
- ②株式の共有者は、会社に権利行使者を指定・通知する必要がある（106条本文）が、かかる権利行使者はどのように定めるべきか。
- ③共有株式につき、権利行使者の指定・通知がなされていないにもかかわらず、共有者の一人が株主としての権利を行使した場合、会社が当該共有者の権利行使に同意すれば、かかる権利行使は適法となるか。
- ④共有株式につき、権利行使者の指定・通知がなされていないにもかかわらず、共有者の一人が株主総会決議不存在の訴えを提起した場合、かかる訴えは適法か。

1 株式が共同相続された場合の法律関係

株式は自益権のみならず、議決権などの共益権を含むから、可分債権（民法427条）とみることはできない。

したがって、株式は共同相続人の準共有となる（民法896条、898条、264条）。

2 共有株式の権利行使の方法

全員一致を要求する（民法251条1項参照）と会社運営に支障をきたすおそれがあり、会社の事務処理の便宜を考慮した同条の趣旨を没却する。また、権利行使者の指定は共有物の管理行為に当たる（民法252条1項）。

したがって、持分の過半数をもって決すべきである。

ただし、決定それ自体を省略することはできないから、他の共有者との協議及び権利行使者の決定をすることなく、権利行使者の指定をすることはできない。

（なお、定められた権利行使者は自己の判断で株主としての権利を行使することができる。株式の共有者間に権利行使に関しての内部的合意があったとしても、会社に対してこれを対抗す

●最判昭45.1.22など
最判解民事篇平成2年度437～439頁

●最判平9.1.28【会社法百選10】
●大阪地判平9.4.30、大阪高判平20.11.28

●最判昭53.4.14

ることはできない。)

3 106条ただし書の適用範囲

106条本文は、共有に属する株式の権利の行使方法について、民法の共有に関する規定に対する「特別の定め」(同法264条ただし書)を設けたものである。その上で、106条ただし書は、その文言に照らすと、株式会社が当該同意をした場合には、共有に属する株式についての権利の行使方法に関する特別の定めである同条本文の適用が排除されることを定めたものである。

そうすると、共有に属する株式について106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において、当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社が同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は、適法となるものではないと解すべきである。

そして、共有に属する株式についての議決権の行使は、当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなどの特段の事情のない限り、株式の管理行為として、民法252条1項により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられる。

なお、ここでも、決定自体を省略することは許されないと解すべきである。

4 訴訟提起における権利行使者の指定及び通知

(前提として、共益権も相続の対象となることを確認)

訴訟提起も会社に対する権利行使の一種であり、実質的にも会社運営の便宜を図った同条の趣旨が及ぶと解すべきである。

したがって、この場合も106条本文に基づき、権利行使者の指定・通知をなす必要がある。これがない場合は、原則として原告適格を欠き、違法となる。もともと、会社側に訴訟上の防御権を濫用し著しく信義則に反すると認められる特段の事情があれば、この限りではない。

●最判平27.2.19
【会社法百選11】

●最判平2.12.4【会社法百選9】
最判平3.2.19